

## 島本町国民保護計画（素案）について パブリックコメントにおける意見

### 1 意見募集期間

平成18年12月1日～31日

### 2 提出件数 6 件

#### (1) 方法別

郵便 0 件 ファックス 5 件 持参 1 件

#### (2) 男女別

男性 2人 女性 3人 団体 1

### 3 意見の概要及び町の考え方

#### (1) 国民保護計画を作成することについて

##### 【意見の概要】

テロや戦争が発生した場合の国民保護計画より、今の平和が持続できるよう努力すべきである。

「住民等の生命・身体及び財産を保護」するためには、「武力攻撃事態等の発生」をさせないよう、住民も行政も全力をあげて努めるべきと考える。安易に時の流れに迎合して「武力攻撃事態等の発生」を前提とした「国民保護計画の策定」は急ぐべきでない。

「国民保護法」は、その成り立ちから「国民の保護のためでなく、戦時体制のための国民動員を目的に作られた法」であり、平和憲法の基本理念を根底から覆すものであり「反対」である。

この計画は、島本町の「核兵器廃絶・平和都市宣言」と整合するのか。計画が必要なら、戦争に向けた計画で無く、住民を戦争に加担させないため、また平和構築のため町独自の「住民保護計画」を策定すべきである。戦争を前提とした憲法違反の有事法制の一貫である国民保護法に基づく国民保護計画は絶対につくるべきでない。

「第1編・第1章・第1節・1.目的」で「武力攻撃から住民等の生命・身体及び財産を保護するため」とあるが、「戦争やテロの備えをすることではなく、武力攻撃事態を招かないよう、憲法を遵守し、平和外交、国際協力の強化・努力」をすべきである。

「国民保護計画とは国家総動員体制の現在版である。国民保護計画の策定」は期限が切られておらず、急ぐ必要はない。じっくり時間をかけていろいろな意見を十分聞いて計画策定の必要から見直すべきである。

国民保護計画は戦争できる国づくりに資するものと考え「策定すべきでない」と考える。

## 【町の考え方】

世界の恒久平和は、全人類共通の願望であり、武力攻撃事態や大規模テロなどは、あってはならないものであり、国における平和への取組みや外交努力を積み重ねることは、何よりも重要であると考えております。

本町では、非核三原則を厳守し、戦争のない平和な社会で、豊かな暮らしができるようお願い、昭和62年8月に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行っております。

しかし、こうした努力にもかかわらず、万一、武力攻撃事態等に至った場合に、国や地方公共団体が、国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小限となるよう、住民の避難、避難住民の救済、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的に国民保護法が定められました。

この法律では、市町村長は、武力攻撃事態や大規模テロなどの事態に際して、その国民保護計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施しなければならないとされています。

本町としては、住民の生命、身体及び財産を保護するという本町の責務を果たすため、国民保護法に基づき本町国民保護計画を策定するものです。

国民保護計画は、国民保護法で定められている国民を保護するための具体的な計画ですが、当該区域内の住民だけを対象とするものではなく、通勤、通学、旅行などで町域内に滞在している方や外国人の方も保護の対象とするため、国民保護計画とするものです。

## (2) 計画の実効性、想定する事態に関すること

### 【意見の概要】

「基本モデル」を基に作成した計画は、島本町に有効か。素案を作成するにあたり、調査や検証は行われたのか。

「テロ、ゲリラ、特殊部隊が対象」と云われているが、どこの国が攻めてくるのか。

「弾道ミサイル攻撃」と云われているが、アメリカ軍が劣化ウラン弾や枯葉剤をばらまくとでも云うのか。

「第1編・第5章・第1節・1. 事態想定」で「武力攻撃」とは誰による、どのような攻撃を予想しているのか。

4つの攻撃類型と用語について：国も2005年2006年の閣議決定、防衛庁の見解において「着上陸侵攻」「航空攻撃」といった「本格侵略の可能性はない」ことを認めており、攻撃類型は非現実的であるため、計画に加えるべきでない。

## 【町の考え方】

国民保護法では、国が定める基本指針に基づき都道府県は国民保護計画を作成することとなっています。

また、市町村が作成する国民保護計画は、都道府県の国民保護計画に基づき作成しなければならないとされ、計画の作成にあたっては、都道府県知事と協議すべきことが定められています。

これらの規定は、迅速かつ的確な国民保護措置を実施していくうえで、都道府県の計画と市町村の計画の整合性をはかる必要があることなどから設けられているものです。

市町村国民保護モデル計画は、法令や国の基本指針に沿って記載されているものであり、準拠すべきものであると考えています。

国民保護法は、特定の国からの攻撃を想定したものではありません。

しかし、万一の場合に備えて国民保護計画を作成しておくことは必要なことであり、国の基本指針では、想定する武力攻撃事態として、「着上陸侵攻」、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」及び「航空攻撃」の4類型を挙げています。

## (3) 基本的人権の尊重について

### 【意見の概要】

「住民の協力」の項について：「自主的で強制力は伴わないことが条件」と云われているが、日の丸国歌法案のように一旦法案が決まると強制するのが現在の政権である。

日本憲法の保障する個人の自由と権利を最大限尊重すること

「第1編・第2章・1．基本的人権の尊重」で「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う」、「第1編・第2章・5．国民の協力」で「国民の協力は、その自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する」とあるが、「憲法には基本的人権の尊重がうたわれているので、住民の自由と権利に制限を加えてはならない」。

国民保護計画とは国家総動員体制の現在版です。

### 【町の考え方】

国民保護法では、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、公安委員会等が、生活関連等施設の安全の確保をするために立入制限区域を指定し、市町村長が、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限する等の規定が設けられています。

いずれも、住民の生命等を目前の危険から守るために必要となる応急的な

措置ですが、こうした措置が講じられる場合にも、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由や権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手続の下で行うことと規定されています。

国民の協力については、武力攻撃事態等において、「住民の避難」、「避難住民の救護」、「武力攻撃災害に対する対処」等国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に協力を要請することができる規定が設けられています。

住民の皆さんに協力を要請した場合でも、要請は協力者の安全の確保に十分配慮し、要請に対する協力は、国民の自発的意志に委ねられるものであって、強制にわたるものであってはならないと規定されています。

このことをより明確にするために、本町国民保護計画（素案）の基本方針にも記述しています。

#### （４）訓練について

##### 【意見の概要】

「第３編・第１章・第６節 訓練」では「住民の自発的協力を得て」とあるが、「強制があってはならない」ことは言うまでもなく、実施において「強制でない」ことを広報・回覧板・広報板・ホームページ・説明会などで十分そのことをするべきである。

「訓練」の項について：学校教育現場における「避難訓練」に「武力攻撃事態」を想定した内容を加えるべきでない。

いわゆる「国防の義務」を教えることにつながりかねない内容や、結果としてその方向を示唆する内容は削除する。あくまで現行の町地域防災計画の強化による「原因不明の爆発事故・自然災害」などに準ずる訓練で対処させるべきである。

##### 【町の考え方】

平素から避難訓練をはじめ、できる限りの備えをしておくことは必要なことであると考えます。

本町国民保護計画（素案）では、災害に対する訓練と重複するところが多く、防災訓練との有機的な連携を図り、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施することとしています。

また、学校においては、子供たちの生命、身体等を守るための安全教育を行うことは、学校教育における基本的な責務の一つであり、自然災害時の対応に準じて、適切な避難誘導訓練等が行なわれるものと考えています。

訓練の参加はあくまで住民の自発的な意思によるものであり、広報等を通じて周知に努めます。

## ( 5 ) 住民の避難について

### 【意見の概要】

「第2編・第2章 住民の避難」では、「米軍・自衛隊の戦闘行動の関係はどのようになっているのか。住民避難より、戦闘行動が優先されるようなことがあってはならない。」

### 【町の考え方】

国民保護計画は、武力攻撃等事態が生じた場合の避難をはじめとする住民の安全の確保等について定めたものであり、戦闘行動を規定するものではありません。

住民の避難も、自衛隊等が行う武力攻撃を排除するための措置も、どちらの措置についても重要ですので、全体を把握する立場にある、国の対策本部長が地方公共団体の長等の意見を聞いて、総合調整を行い、各機関が行う措置の的確・迅速な実施を図るため、道路・港湾施設などの特定公共施設の利用に関する「利用指針」を策定することが規定されています。

「利用指針」が定められた場合は、同指針を踏まえ、町が実施する国民保護措置と自衛隊等による武力攻撃を排除するための措置が競合しないよう、適切に対応します。

## ( 6 ) 国民保護委員について

### 【意見の概要】

計画策定を諮問する「島本町国民保護協議会」に人権の専門家である弁護士を任命すべきである。

2006年12月4日の島本町議会議員全員協議会での説明において、担当部局より「国民保護協議会委員の補充を検討する」方向が示されている。「住民の基本的な人権尊重」の重大な箇所である項目の議論に向けて「平和憲法」に精通した大阪府弁護士会所属の委員はもちろん女性委員の登用を急ぐべきである。

### 【町の考え方】

国民保護法では、国民保護協議会委員は、当該地域に係る国民の保護のための措置の実施に係る関係機関（指定地方行政機関、自衛隊、都道府県、市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関）の代表者及び、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有するものから任命することと規定されています。

国民の保護のための措置を実施するにあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続きの下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並び

に思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないと規定されています。

これらに基づき、国の基本方針、また大阪府の国民保護計画も作成されています。

当然、本町の国民保護計画も、法の趣旨を踏まえ、また、府計画との整合を図り、作成することとなりますので、法の趣旨は達成できると考えており、弁護士への任命は特に考えていません。

また、本町国民保護協議会委員の補充については、計画策定における、女性の立場や男女共同参画の観点から、女性委員を登用する方向で事務を進めています。

## (7) 住民への説明及び意見募集について

### 【意見の概要】

「国民保護措置等の実施において、広報・回覧板・広報板・ホームページ・説明会などで十分すぎる程に、住民にそのことを周知するべきである」。素案の量が多く、時間的余裕は十分とは言えず、内容についても、島本町だからどうなるのか、そこに暮らす住民がどのような影響を受けるのかなどの説明も資料の提示もない中ででは具体的なイメージを引き出すことは困難で意見の提出は困難です。

「第1編・第2章・3. 国民に対する情報提供」では、戦前は報道・言論に対し国家統制が布かれており、国民の知る権利は全く保証されず、大本営発表の情報しか知らされなかった。戦時体制ではこのようなことがあり得ることを危惧する。

今回の「島本町国民保護計画素案」の公表について、住民が周知する機会が乏しすぎる。町のホームページへの記載及び役場の文化・情報コーナーに備え付けのみでは、インターネットの環境の無い方、役場開庁時に閲覧出来ない方には素案そのものを知る権利が十分保証されたとは言えない。故に、住民の意見提出の機会が阻まれていると言える。

広報でただ一回「意見募集」しただけ、町のホームページを見るか役場に足を運ばねば資料に接することが出来ない。意見は年末で締め切りとは物事の重大さに比してあまりに軽々にことを運びすぎである。年明け以降時間をかけて住民の意見を聞いてもらいたい。

意見（パブリックコメント）募集のありかたについて

・従来と比較して少し長めの1ヶ月が設定され、また内容についても資料として素案（概要と本文）とその閲覧場所の提示が町広報で2回にわたり行われた。

これほど重大でかつ相当量におよぶ内容であれば、図書館ふれあいセンター、人権文化センター、第2コミュニティセンター等での閲覧、住民説明会を開催すべきである。

総論として、町国民保護計画策定は2006年度中を目途とされているが、敏速に行うべきでない。この素案については、住民が役場の情報文化コーナーおよびホームページでの掲載でしか知り得ない範囲で意見を聴取するだけでなく、パブリックコメントの実施期間を延長し、住民に対する説明会を開催するなど内容について十分に周知したうえで意見聴取を行うように求める。

#### 【町の考え方】

国民保護計画は、国民保護法で定められている国民を保護するための具体的な計画ですが、広く意見を求め、国民保護協議会に諮問し作成することと規定されています。

本町では、町国民保護計画（素案）を示して、住民の皆様への周知やご意見をいただくために、「町パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、意見の募集期間を、平成18年12月1日から31日までとして、パブリックコメントを実施したものです。

計画（素案）については、本町国民保護協議会において、さらに検討を加え計画（案）を作成し、大阪府知事に協議を行い、平成18年度中を目途に町国民保護計画を作成することとしています。

パブリックコメントの結果については、町のホームページ、広報等での公表を予定しており、計画については、今後とも、町民の皆様幅広く啓発に努めたいと考えています。

#### （8）その他の意見について

##### 【意見の概要】

「対策本部の設置」について、本素案は職員全体の議論や意見聴取、合意に基づいたものでない。本計画の意図するものは、町職員の十分な合意と納得により形成された「対策本部」によって役割機能が発揮されて初めて住民の保護に資するものである。したがって、「対策本部」にかかる事項は職員に対しての十分な説明と総意によるべきで、現状ではかえって事態の混乱を生じかねない。現場の議論に差し戻すべきである。

「第3編・第1章・第1節 町における組織・体制」で「公務員が思想・良心に基づいて、戦争業務を拒否した場合、業務命令違反になるのか」。

国民保護法では、国民保護協議会条例等を制定する事、完成した国民保護計画の報告を受けることが「地方議会」の役割とされ、計画の審議や採択は要求されていない。

議会での審議保証など民主主義を徹底することを求める。

#### 【町の考え方】

町国民保護計画（素案）については、庁内の関係部局はもちろんのこと、関

係市町村及び関係機関の意見を聞きながら作成しています。

計画（素案）では、万一の事態発生に備えて、平素から関係市町村及び関係機関と連携・協力を図り、訓練や研修を実施し、職員の対処能力の向上を図っていくこととしております。

国民保護法に基づく業務は「戦争業務」ではありません。避難や救助など、地方自治体の責務である、住民を保護するためのものであることから、職員は適切に業務を遂行するものと考えています。

国民保護法では、国民保護協議会を設置すること並びに協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めること、また、国民保護計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されています。

本町では、計画（素案）について、町議会に説明するとともに、パブリックコメントを行い、広く意見をお聞きし、計画作成に向け事務を進めています。

計画策定後は、国民保護法の規定に基づき町議会に報告するとともに、住民の皆さんに公表を行います。